

小規模事業者持続化補助金＜一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）＞
公募要領 第5版からの主な変更点

No.	頁	公募要領 第7版	公募要領 第5版（暫定版（第4版））
1	1	第7版：令和7年8月19日	第5版：令和7年5月16日
2	1	小規模事業者持続化補助金 ＜一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）＞ 8次公募 公募要領	小規模事業者持続化補助金 ＜一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）＞ 7次公募 公募要領
3	1	商工会検索サイト： https://www12.shokokai.or.jp/hpsearch/top/php/shokokai_websearch.php	商工会検索サイト： https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
4	1	令和7年8月 小規模事業者持続化補助金事務局 （商工会地区：株式会社ニューズベース） （商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）	令和7年5月 小規模事業者持続化補助金事務局 （商工会地区：株式会社ニューズベース） （商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター）
5	2	○ 本補助金事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の拘禁刑もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。	○ 本補助金事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。
6	2	補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局等として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/furankisei/	○ 補助金を不正に受給した疑いがある場合には、補助金事務局等として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

7	4	補助上限:[直接被害] 200万円	補助上限:[直接被害] 200万円 [間接被害] 100万円
8	4	○公募期間：公募要領公開：令和7年7月29日（火） 申請受付開始：令和7年8月19日（火） 申請受付締切：令和7年10月27日（月） 支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和7年10月17日（金） ※間接被害については、7次公募をもって終了しました。 ※9次公募の期間については、8次公募受付締切以降に追ってご案内いたします。 ※9次公募では、能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）において、令和6年能登半島地震等の直接被害を受けた事業者のみ対象となる予定です。	○公募期間：公募要領公開：令和7年4月30日（水） 申請受付開始：令和7年5月16日（金） 申請受付締切：令和7年7月28日（月） 支援機関確認書（様式3）発行の受付締切：令和7年7月18日（金） <今後の予定> 間接被害については、7次公募をもって終了する予定です。 8次公募の期間については、7次公募受付締切以降に追ってご案内いたします。
9	4	▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。 【発行受付締切：令和7年10月17日】 ▶申請書類を提出します。 【申請受付締切：令和7年10月27日】 郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00	▶地域の商工会・商工会議所から支援機関確認書の発行を受けます。 【発行受付締切：令和7年7月18日】 ▶申請書類を提出します。 【申請受付締切：令和7年7月28日】 郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日17:00
10	4	▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。 【提出期限：令和8年11月4日】	▶入手価格の妥当性を証明できる見積書等を提出します。
11	4	※赤色の項目は補助事業者が実施し、白色の項目は補助金事務局が実施します。 ※見積書等の提出期限（令和8年11月4日）までに見積書等の提出がなされない場合は、採択取消とします。	※赤色の項目は補助事業者が実施し、白色の項目は補助金事務局が実施します。

12	5	令和6年能登半島地震による災害（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第五号）により指定された特定非常災害）及び令和6年能登豪雨との関連性の高い災害（石川県が災害救助法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した能登3市3町において令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害）（以下「令和6年能登半島地震等」という。）により甚大な被害を受けた地域4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。	令和6年能登半島地震による災害（令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第五号）により指定された特定非常災害）及び令和6年能登豪雨との関連性の高い災害（石川県が災害救助法施行令第1条第1項第4号により適用を決定した6市町において令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害）（以下「令和6年能登半島地震等」という。）により甚大な被害を受けた地域4県（石川県、富山県、福井県、新潟県）においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。
13	5	<u>（1）上記「被災地域」に所在する、令和6年能登半島地震等の被害を受けた事業者であること</u> 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。 自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 ・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） 注1）<u>在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。</u> ※9次公募では、能登3市3町（珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町）において、令和6年能登半島地震等の直接被害を受けた事業者のみ対象となる予定です。	<u>（1）上記「被災地域」に所在する、令和6年能登半島地震等の被害を受けた事業者であること</u> 被害の証明については、それを証する公的証明の添付（コピーでも可）を必要とします。 ①自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害を受けた場合 ・・・市町村が発行する事業所等が罹災されたことが分かる公的書類（例：「罹災（被災）証明書」など） 注1）<u>在庫や棚卸資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。</u> ②令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の間接的な被害を受けた場合 ・・・地方自治体が独自に発行した証明書 注2）（地震被害の場合）間接被害とは令和6年1月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日

				以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。 注3) (豪雨被害のみの場合) 間接被害とは令和6年9月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少していることを指します。 ※間接被害の募集は7次公募で終了予定です。
14	10	(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。 (交付決定予定: 令和7年12月頃～事業実施期限: 令和8年12月4日までの期間)		(3) 補助事業実施期間内に補助事業が終了すること 補助金のお支払いをするためには、補助事業実施期間内に終了する補助事業であることが必要です。 (交付決定予定: 令和7年10月頃～事業実施期限: 令和8年10月1日までの期間)
15	11	補助率	○補助対象経費の3分の2以内	補助率 ○補助対象経費の3分の2以内 OP.5 2. (1)①の申請者のうち、以下の要件をすべて満たす場合は定額
16	11	補助上限額	200万円(自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者)	補助上限額 ①200万円(自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者) ②100万円(間接的(売上減少)な被害があった事業者)
17	14	対象とならない経費例 - 自動車等車両(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するもの及び同省令の「車両及び運搬具」区分に該当するもののうち①車両購入費として計上できるものを除く) - 自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEB カメラ・ウェアラブ		対象とならない経費例 - 自動車等車両(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」の「機械及び装置」区分に該当するもの及び同省令の「車両及び運搬具」区分に該当するもののうち①車両購入費として計上できるものを除く) - 自転車・文房具等・パソコン・事務用プリンター・複合機・タブレット端末・WEB カメラ・ウェアラブ

			ル端末・PC 周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭用電気機械器具・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの ・ (ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ(デモ品・見本品とする場合でも不可) ・ 単なる取替え更新であって事業再建につながらない機械装置等 ・ 古い機械装置等の撤去・廃棄費用(設備処分費に該当するものを除く) ・ 船舶 ・ 動植物 ・ 顧客に貸与する事業運営(駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等)における機械装置等 ・ 有償で貸与することを目的とした機械装置等 ・ 購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営における機械装置等 ・ 住宅宿泊事業者が所有する宿泊施設に機械装置等を導入する場合、自宅部分に設置する機械装置等			ル端末・PC 周辺機器(ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・モニター・スキャナー・ルーター、ヘッドセット・イヤホン等)・電話機・家庭用電気機械器具・その他汎用性が高く目的外使用になりえるもの ・ (ある機械装置等を商品として販売・賃貸する事業者が行う)当該機械装置等の購入・仕入れ(デモ品・見本品とする場合でも不可) ・ 単なる取替え更新であって事業再建につながらない機械装置等 ・ 古い機械装置等の撤去・廃棄費用(設備処分費に該当するものを除く) ・ 船舶 ・ 動植物 ・ 顧客に貸与する事業運営(駐車場経営、貸倉庫経営、コインランドリー事業等)における機械装置等 ・ 有償で貸与することを目的とした機械装置等 ・ 購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸するような事業運営における機械装置等	
18	15	○ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4(最大50万円)が、当経費の申請額の上限です。			○ウェブサイト関連費は、補助金交付申請額の1/4(直接被害の場合最大50万円、間接被害の場合最大25万円)が、当経費の申請額の上限です。		
19	17		対象とならない経費例 ・ 文房具等			対象とならない経費例 ・ 文房具等	

		・ 開発・試作した商品をそのまま販売する場合の開発費用 ・ （開発・試作ではなく）実際に販売する商品を生産するための原材料の購入 ・ 試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料分 ・ デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入 ・ （包装パッケージの開発が完了し）実際に販売する商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ分 ・ システム開発・構築（③ウェブサイト関連費にて計上してください）		・ 開発・試作した商品をそのまま販売場合の開発費用 ・ 試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料分 ・ デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷・購入 ・ （包装パッケージの開発が完了し）実際に販売する商品・製品を包装するために印刷・購入するパッケージ分 ・ システム開発・構築（③ウェブサイト関連費にて計上してください）	
20	18	○住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。 なお、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要となります。 詳しくは「よくあるご質問」をご参照ください。		○住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。 なお、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要となります。 詳しくは「よくあるご質問」を参照ください。	
21	21	○交付決定日（※ただし、特例として令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震による災害発生、令和 6 年 9 月 21 日から 2 3 日の能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和 8 年 12 月 4 日）までに支		○交付決定日（※ただし、特例として令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震による災害発生、令和 6 年 9 月 21 日から 2 3 日の能登豪雨による災害発生以降で、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適正と認められる場合には補助金の対象となります。）以降に補助事業実施のために発注し、補助事業実施期限（最長で令和 8 年 1 0 月 1 日）までに支払い	

		払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。 <u>車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和 8 年 12 月 4 日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。</u>	と事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。 <u>車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限（最長で令和 8 年 10 月 1 日）までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象にできません。</u>
22	25	8. 申請手続 <u>（１）受付開始及び締切</u> ○公募要領公開： 令和 7 年 7 月 29 日（火） ○申請受付開始： 令和 7 年 8 月 19 日（火） ○申請受付締切： 令和 7 年 10 月 27 日（月） [郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日 17：00] （支援機関確認書（様式 3）発行の受付締切 令和 7 年 10 月 17 日（金））	8. 申請手続 <u>（１）受付開始及び締切</u> ○公募要領公開： 令和 7 年 4 月 30 日（水） ○申請受付開始： 令和 7 年 5 月 16 日（金） ○申請受付締切： 令和 7 年 7 月 28 日（月） [郵送：締切日当日消印有効、電子申請：締切日 17：00] （支援機関確認書（様式 3）発行の受付締切 令和 7 年 7 月 18 日（金））
23	26	②電子申請の場合 申請先 URL 商工会地区： https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUGBMA5 商工会議所地区： https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDUg2MAH	②電子申請の場合 申請先 URL 商工会地区： https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDOLIMA5 商工会議所地区： https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDO c TMAX
24	27	9.補助事業実施期間等 交付決定日（今回は特例として、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震、令和 6 年 9 月 21 日から 23 日の能登豪雨により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和 8 年 12 月 4 日（金））までです。 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後 30 日を経過する日、又は令和 8 年 12 月 14 日（月）（郵便：締切当日消印有効、電子申請：締切日 17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。	9.補助事業実施期間等 交付決定日（今回は特例として、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震、令和 6 年 9 月 21 日から 23 日の能登豪雨により被災した日以降の補助事業開始日）から実施期限（令和 8 年 10 月 1 日（木））までです。 上記実施期限までの間で、事業を完了（補助対象経費の支払いまで含みます）した後 30 日を経過する日、又は令和 8 年 10 月 13 日（火）（郵便：締切当日消印有効、電子申請：締切日 17:00）のいずれか早い日までに実績報告書（実施事業内容および経費内容を取りまとめ）を提出しなければなりません。期限を過ぎての提出については受け付けることができません。

		せん。 提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。	提出いただいた資料に基づき、順次、交付すべき補助金額の確認作業を行います。												
25	27	(1) 採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。 なお、見積書の提出期限は令和8年11月4日（水）です。提出期限までに見積書等の提出がなされていない場合は、採択取消とします。	(1) 採択発表後交付決定までに、経費の価格の妥当性を証明できる見積書等（相見積含む）の提出が必要です。内容が不明確なものは認められません。見積金額に複数の項目が含まれる場合は、その内訳を示してください。												
26	29	(13) 補助事業における実施状況の確認や、処分制限財産等の適正な管理、事業実施による効果を確認するため、補助金事務局等及び中小機構が証憑提出を 求めること や、電話連絡や訪問を実施することがあります。	(13) 補助事業における実施状況の確認や、処分制限財産等の適正な管理、事業実施による効果を確認するため、補助金事務局等及び中小機構が証憑提出を 求めたり 、電話連絡や訪問を実施することがあります。												
27	30	【応募者全員が提出】 <table><tr><th>提出物</th><th>必要部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>・被害状況が わかる資料</td><td>映し1部 （公的書類添付） 【必須】</td><td>◇令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類 ※原則、証明書の名義は事業者名であること</td></tr></table>	提出物	必要部数	備考	・被害状況が わかる資料	映し1部 （公的書類添付） 【必須】	◇令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類 ※原則、証明書の名義は事業者名であること	【応募者全員が提出】 <table><tr><th>提出物</th><th>必要部数</th><th>備考</th></tr><tr><td>・被害状況又は売上減による被害状況が わかる資料</td><td>写し1部 （公的書類添付） 【必須】</td><td>◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機</td></tr></table>	提出物	必要部数	備考	・被害状況 又は売上減による被害状況 が わかる資料	写し1部 （公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機
提出物	必要部数	備考													
・被害状況が わかる資料	映し1部 （公的書類添付） 【必須】	◇令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類 ※原則、証明書の名義は事業者名であること													
提出物	必要部数	備考													
・被害状況 又は売上減による被害状況 が わかる資料	写し1部 （公的書類添付） 【必須】	◇被害状況の確認公的書類（令和6年能登半島地震等による罹災証明書等の地方自治体発行書類） ◇売上減の確認 令和6年1月から令和7年6月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の同期と比較して20%以上減少したこと、令和6年の能登豪雨を行政機													

							関が証した書面（例：セーフティ ネット保証4号の認定書や、地方 自治体が独自に発行した証明書 等） ※原則、証明書の名義は事業者名で あること		
28	31	【応募者全員が提出】			【応募者全員が提出】				
		提出物	必要部数	備考			提出物	必要部数	備考
		【特定非営利 活動法人の場 合】 ①貸借対照表 および活動 計算書（直 近1期分） ②現在事項全 部証明書また は履歴事項 全部証明書 ③法人税確定 申告書（別 表一および 別表4（所	①③は写 し1部 【必須】 ②は原本 1部 【必須】	◇決算期を一度も迎えていない場合 のみ、①③に代えて、「公益法人 等収益事業開始申告書の写 し」および「法人設立以降売上が 発生していることを証する台帳等 （任意様式）の写し」を提出して ください。 ◇開業してから決算期を一度以上迎 えている場合には、法人税確定申 告書を提出してください。 ◇「②現在事項全部証明書または履 歴事項全部証明書」は、申請書の提 出日から3か月以内の日付のもの （原本）が必要です。			【特定非営利 活動法人の場 合】 ①貸借対照表 および活動 計算書（直 近1期分） ②現在事項全 部証明書また は履歴事項 全部証明書 ③法人税確定 申告書（別 表一および 別表4（所	①③は写 し1部 【必須】 ②は原本 1部 【必須】	◇決算期を一度も迎えていない場合 のみ、①③に代えて、「公益法人 等収益事業開始申告書の写 し」および「法人設立以降売上が 発生していることを証する台帳等 （任意様式）の写し」提出してく ださい。 ◇開業してから決算期を一度以上迎 えている場合には、法人税確定申 告書を提出してください。 ◇「②現在事項全部証明書または履 歴事項全部証明書」は、申請書の提 出日から3か月以内の日付のもの （原本）が必要です。

		得の簡易計算)) (直近1期分)			得の簡易計算)) (直近1期分)		
29	36	3. 中小企業の会計に関する基本要領等について 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。 また、中小企業の会計に関する指針（中小指針）は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。 ※詳細については、中小企業庁ホームページを ご参照 ください。			3. 中小企業の会計に関する基本要領等について 中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示したものです。 また、中小企業の会計に関する指針（中小指針）は、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したものです。 ※詳細については、中小企業庁ホームページを 参照 ください。		
30	38	補助金・行政手続（※）・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り）に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。			補助金・行政手続（※）・中小企業庁の設置する各種相談窓口等で申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報は、中小企業庁関連事業データ利活用ポリシーに則り、効果的な政策立案や経営支援等（申請者への各種情報提供、支援機関による個社情報閲覧等）のために、経済産業省、中小企業庁及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者であって、ミラサポ plus 上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り）に提供・利活用され、かつ、支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認があれば支援機関にも提供される場合があります。		

31	39	○なお、令和6年度以降、ミラサポコネクト (https://mirasapo-connect.go.jp/corporation) の事業者向けデータ利活用許諾管理機能（データ利活用の範囲について個別の設定を可能とする機能）により本データ利活用への同意の範囲について変更することが可能になる予定です。本データ利活用のうち申請時の提供情報の中小企業庁及びその業務委託先以外の提供先への提供については、ミラサポコネクトの事業者向けデータ利活用許諾管理機能が実装されて以降、実施するものとします。	○なお、今後、ミラサポ plus (https://mirasapo-plus.go.jp/) の事業者向けデータ利活用許諾管理機能（データ利活用の範囲について個別の設定を可能とする機能）により本データ利活用への同意の範囲について変更することが可能になる予定です。本データ利活用のうち申請時の提供情報の中小企業庁及びその業務委託先以外の提供先への提供については、ミラサポ plus の事業者向けデータ利活用許諾管理機能が実装されて以降、実施するものとします。
32	39	○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報を以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める提供先に提供する場合、提供先に対し、提供を受けた情報について適切な管理及び取扱いを行うことを義務付けることとしています。特に、政策の効果検証（EBPM）の実施において、大学その他の研究機関・施設等機関に所属する研究者については、EBPM 目的（研究活動だけでなく学術論文の作成・発表までを含みます）のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書をあらかじめ中小企業庁と取り交わした機関に所属する研究者であって、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り、提供することとしています。さらに、支援機関に個社名（個人の場合は当該個人の氏名）つきの詳細な情報を提供する場合はミラサポコネクト上で申請者に対し個別に同意を取得することとします。	○申請時・利用時・事業報告提出時等に提供いただいた情報を以下【利活用目的・データ区分・データ提供先】の表に定める提供先に提供する場合、提供先に対し、提供を受けた情報について適切な管理及び取扱いを行うことを義務付けることとしています。特に、政策の効果検証（EBPM）の実施において、大学その他の研究機関・施設等機関に所属する研究者については、EBPM 目的（研究活動だけでなく学術論文の作成・発表までを含みます）のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書をあらかじめ中小企業庁と取り交わした機関に所属する研究者であって、ミラサポ plus 上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めたものに限り、提供することとしています。さらに、支援機関に個社名（個人の場合は当該個人の氏名）つきの詳細な情報を提供する場合はミラサポ plus 上で申請者に対し個別に同意を取得することとします。
33	39	○支援機関からのデータ開示依頼への承認や事業者向けデータ利活用許諾管理機能の利用に当たっては、ミラサポコネクトへの G ビズ ID を用いた会員登録が必要となります。	○支援機関からのデータ開示依頼への承認や事業者向けデータ利活用許諾管理機能の利用に当たっては、ミラサポ plus への G ビズ ID を用いた会員登録が必要となります。
34	39	○補助金につき採択となった案件については、法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採	○補助金につき採択となった案件については、法人番号、法人名、都道府県、市区町村、事業計画名、補助金名、申請年度、申請応募回、採

		択、支援機関名等を中小企業庁ホームページ、ミラサポコネクト、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等で公表する場合があります。	援機関名等を中小企業庁ホームページ、ミラサポ plus、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等で公表する場合があります。
35	41	(※2)「大学その他の研究機関・施設等機関」とは、ミラサポコネクト上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めた大学その他の研究機関及び施設等機関を指します。なお、利活用可能なデータは、下掲(※5)のとおりとします。	(※2)「大学その他の研究機関・施設等機関」とは、ミラサポ plus 上で別に定める利活用目的、主な研究実績、情報管理体制等の基準に照らし中小企業庁が基準に合致すると認めた大学その他の研究機関及び施設等機関を指します。なお、利活用可能なデータは、下掲(※5)のとおりとします。
36	41	(※3)「支援機関」とは、以下のとおりです。なお、ミラサポコネクト上で支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認が得られた場合に限り、当該申請者の個社名(個人の場合は当該個人の氏名)つきの詳細な情報が利活用可能となります。	(※3)「支援機関」とは、以下のとおりです。なお、ミラサポ plus 上で支援機関からのデータ開示依頼に対して申請者の承認が得られた場合に限り、当該申請者の個社名(個人の場合は当該個人の氏名)つきの詳細な情報が利活用可能となります。
37	41	(※6) ホームページ(中小企業庁ホームページ、ミラサポコネクト、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等)・gBizINFO において、以下の項目を公表する場合があります。	(※6) ホームページ(中小企業庁ホームページ、ミラサポ plus、その他中小企業庁が運営するウェブサイト等)・gBizINFO において、以下の項目を公表する場合があります。
38	42	4 承継情報 事業承継状況 承継者・被承継者の要件 承継先・被承継者の基本情報 等	4 承継情報 事業承継形態・事業承継状況 承継者・被承継者の要件 承継者・被承継者の基本情報 等
39	42	12 支援機関情報 認定支援機関 ID 認定支援機関名 認定支援機関のサービス内容 認定支援機関の資格保有内容 等 支援内容 等	12 支援機関情報 認定支援機関 ID 認定支援機関名 認定支援機関のサービス内容 認定支援機関の資格保有内容 等

以上